平成２５年（フ）第３９８号
京都府向日市寺戸町西野辺15番地の３
債務者　岡本　匡史
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４５０号
京都市伏見区深草野田町１番地１　第一サンソイル202号、前住所京都市南区吉祥院這登中町51番地　興南運輸株式会社内
債務者　西　　努
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４８８号
京都府宇治市木幡内畑34番地の10　ユニ宇治マンション５棟6011号
債務者　富川　　昭
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４９２号
京都市左京区一乗寺樋ノ口町３番地
債務者　中谷　知左
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５４６号
京都府久世郡久御山町東一口40番地
債務者　小田　久子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５９１号
京都市西京区山田北山田町２番地１　サンプラザ松尾103号、前住所京都市西京区山田庄田町１番地15
債務者　阿部　泰子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６２２号
京都市北区紫野上野町７番地
債務者　戸谷茂子こと　戸谷シゲ子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
神戸市垂水区南多聞台６丁目４番206号、従前の住所神戸市須磨区白川台５丁目22番地の４　農住Ｄ―204号
債務者　種村　早苗
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８号
愛媛県宇和島市川内甲1980番地１　市営住宅
債務者　髙橋　一城
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１５号
福岡県宮若市磯光427番地
債務者　永井　孝明
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第３１号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1383番地、前住所福岡県中間市中央１丁目20番26号　ピアチェｍコモン102号
債務者　松尾多佳子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第６９号
兵庫県宍粟市山崎町御名354番地
債務者　仲川芙沙子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第３４１号
徳島県徳島市北佐古一番町５番25号　石川アパート、旧住所徳島県徳島市北佐古一番町５番13号
債務者　大西　豊子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６号
福岡市中央区大名１丁目９番14―705号
債務者　鶴田　恵志
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第５２号
佐賀県唐津市和多田南先石３番11―１―201号　マンション南先石
債務者　中山　淳子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３１号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷1350番地３
債務者　鶴本　　智
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１３１号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目24番14号　和田見アパート201号
債務者　堂園　正行
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係